

令和5年度 銚田市社会福祉法人指導検査実施計画

1. 趣旨

社会福祉法第56条第1項に基づく社会福祉法人に対する指導検査の実施にあたり、銚田市社会福祉法人指導検査実施要綱第6条の規定に基づき、令和5年度 of 社会福祉法人に対する指導検査の実施計画を定める。

2. 実施方針

社会福祉法人は、公益性の高い非営利法人として、社会福祉事業の中心的な担い手として様々な福祉サービスの提供や地域社会への貢献などから社会的な信頼や期待も大きいとされている。

このことから、指導検査は、社会福祉法人制度改革の趣旨をふまえ、自主性及び自立性を尊重しつつ適正な経営が行われているか、利用者本位の福祉サービスの提供により円滑な事業運営が確保されているか、社会福祉法人指導監査実施要綱(平成29年4月27日付け3局長通知)、実施要綱別紙「指導監査ガイドライン」に基づいて実施する。

(1) 関係法令、通知、定款及び諸規定の遵守と経営組織に対するガバナンスの強化、適正な法人運営および円滑な社会福祉事業の経営確保

(2) 社会福祉法人の運営に係る経費の適正かつ公正な支出管理

3. 実施の時期

令和5年11月から令和5年12月にかけて実施する。

4. 実施方法

(1) 実施体制等

① 実地検査の検査体制は、銚田市社会福祉法人指導検査実施要綱第7条の規定に基づき、法人を所管する関係課の職員2名以上の検査員によるものとする。

② 実地検査は、原則として1日で実施する。

(2) 実施通知等

指導検査の実施に当たっては、対象法人に対して、実施日の1か月前までに通知する。

事前検査資料については別に定めるとし、所定の期日までに提出するものとする。

5. 指導検査の対象とする法人

令和5年度に一般検査の実施を予定する法人は、次の4法人とする。

○銚田市が所轄する社会福祉法人

| | | |
|---|--------|------------|
| 1 | 社会福祉法人 | 銚田市社会福祉協議会 |
| 2 | 社会福祉法人 | 東湖園 |
| 3 | 社会福祉法人 | うえるさんて |
| 4 | 社会福祉法人 | 藤の会 |